

令和4年第4回定例会議

# 教育委員会会議録

令和4年5月24日

羽島郡二町教育委員会

## 令和4年第4回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

※当議事録では、個人情報に関する記述について、本人が特定される恐れがあるため省略している部分があります。

○日 時 令和4年5月24日（火曜日）午前8時45分から午前10時03分まで

○場 所 岐南町中央公民館 講義室

○会期の決定について

△日程第1 前回の会議録の承認について

△日程第2 教育長の報告

【資料1】

○報 告

△日程第3 承認第3号 笠松町立笠松小学校学校運営協議会委員の委嘱について

△日程第4 承認第4号 岐南町立北小学校学校運営協議会委員の委嘱について

△日程第5 承認第5号 笠松町学校給食センター献立委員会委員の委嘱について

△日程第6 承認第6号 笠松町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

△日程第7 承認第7号 羽島郡二町教育支援委員及び教育支援専門委員の委嘱について

△日程第8 承認第8号 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱について

○議 題

△日程第9 議案第18号 羽島郡二町「立志塾」について

△日程第10 議案第19号 笠松町公民館運営審議会委員の委嘱について

△日程第11 議案第20号 笠松町文化財保護審議会委員の委嘱について

△日程第12 議案第21号 笠松町社会教育委員の委嘱について

△日程第13 議案第22号 笠松町体育施設運営委員会委員の委嘱について

△日程第14 議案第23号 岐南町立東小学校学校運営協議会委員の委嘱について

△日程第15 議案第24号 岐南町立西小学校学校運営協議会委員の委嘱について

△日程第16 議案第25号 笠松町立松枝小学校学校運営協議会委員の委嘱について

△日程第17 議案第26号 笠松町立下羽栗小学校学校運営協議会委員の委嘱について

△日程第18 議案第27号 岐南町立岐南中学校学校運営協議会委員の委嘱について

△日程第19 議案第28号 笠松町立笠松中学校学校運営協議会委員の委嘱について

○協 議 題

△日程第20 (1) キッズウィークの運用について

(2) 羽島郡人権教育研修会について

(3) スクールロイヤー配置事業について

(4) 次回（第5回）教育委員会定例会及び学校訪問の開催について

(5) その他

○出席者 教育長 野原弘康  
教育委員（教育長職務代理者） 西 雅代  
教育委員 岩井弘榮  
教育委員 久納万里子  
教育委員 羽田野正史

○説明のために出席した者  
総務課長 石川 恵  
学校教育課長 五藤政志  
社会教育課長 堀内潤一

1 本日の書記  
総務課長 石川 恵

---

【午前8時45分 開会】

△開会

教育長挨拶

◎教育長 おはようございます。只今より令和4年第4回羽島郡二町教育委員会定例会を始めさせていただきます。今日は、この後、総合教育会議もごございますのでよろしくお願いいたします。

△会期の決定について

◎教育長 初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。  
異議なしと認め、会期は1日とさせていただきます。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎教育長 では、日程第1 前回の会議録について、総務課長より報告をさせていただきます。

◎総務課長 前回の会議録の承認についてご報告いたします。資料2頁をご覧ください。

令和4年第3回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和4年4月4日(月)午前10時06分より岐南町立北小学校 木のへやで開催されました。

その会議の概要を報告させていただきます。

議題といたしまして、議案第11号 岐南町指定有形民俗文化財の指定については、社会教育課長が資料に基づき、伏屋獅子舞保存会が所有する地芝居衣装14点を岐南町指定有形民俗文化財に指定するに至った経緯を説明させていただきました。美濃歌舞伎博物館館長の小栗氏によると、主に江戸後期から明治中期にかけて制作されており、その価値が高く文化財への指定に値するとのことで、委員さんから「衣装そのものはもったくさんあるのか」「後継者はいるのか」という質問に対し、多くの衣装がある中

の14点であること、役場の職員を中心に後継者がいることを説明し、承認していただきました。

議案第12号 岐南町指定天然記念物「クロガネモチ」の指定解除については、社会教育課長が資料に基づき、解除までの過程について説明をしました。「本樹木クロガネモチの腐朽は著しく腐朽箇所の再生は不可能である」という専門家グリーンドクターの樹木診断書を踏まえて審議した文化財保護審議会の答申を受け、指定解除が適当と認めた経緯を説明し、承認をしていただきました。

議案第13号 令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、学校教育課長が、令和5年度小学校・中学校用教科用図書の採択にあたって、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「教科用図書採択地区の設定」に基づき、羽島郡二町教育委員会に「令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会」を設置して協議をすることを説明し、承認していただきました。

議案第14号 令和4年度羽島郡二町中学校部活動外部指導者の委嘱についてと

議案第15号 岐南町スポーツ推進委員の委嘱について、

議案第16号 笠松町スポーツ推進委員の委嘱について、及び

議案第17号 羽島郡地域学校協働活動推進員の委嘱についての

以上4議案については、総務課長が資料に基づき、それぞれの委員の委嘱について内容・任期等をご説明し、承認していただきました。

協議題としまして(1)令和4年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置についてと、(2)令和4年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動については、教育長が資料「令和4年度管理職等配置」により、令和4年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置を、また、資料「令和4年度羽島郡二町教育委員会事務局人事異動について」により、令和4年度羽島郡二町教育委員会事務局の異動を説明させていただきました。

(3)夏季休業日における「学校閉校日」についてと(4)令和4年度秋季休業日・冬季休業日については、学校教育課長が資料に基づき、本年度の学校閉校日、秋季休業日、冬季休業日に関して、休み中の緊急連絡は整備してある携帯電話で対応する旨保護者に周知していること、規則を一部変更したことにより冬休みの日数が増加したこと等の説明を行い、委員さんからの「働き方改革で、休業日が昨年より長くなっているか」というご質問に対して、学校すべてを長く閉じることは難しく、教職員の年休取得の推進を図っていくということを説明させていただきました。

(5)令和4年度地域学校協働活動推進員については、社会教育課長より、地域と学校との関わりを一層コーディネートしていけるように、昨年度からの継続で、岐南町に岩田推進員、笠松町に栗本推進員を配置し、学校管理職や社会教育主事と連携していくことを説明させていただきました。

(6)次回(令和4年第4回)教育委員会定例会の開催については、総務課長が岐南町・笠松町総合教育会議との同日開催について説明を行い、両町長のスケジュールをふまえて日程を協議した結果、令和4年5月24日(火)の午前中に開催することを決定させていただきました。

(7)その他としまして、今年度作成した「羽島郡二町の教育」のしおり及び、教育委員研修会のお知らせを配布させていただきました。

以上が、令和4年(第3回)教育委員会定例会議の報告です。

◎教育長 はい、では以上の会議録につきましては、なにかご意見等よろしいでしょうか？

【異議なし】

◎教育長 はい。ありがとうございます。

【前回の会議録については承認】

△日程第2 教育長の報告

◎教育長 教育長の報告ということで、別添資料1をご覧ください。よろしくをお願いします。

はじめに、教育委員会とは直接関係ないかもしれませんが、5月15日に羽島郡のスポーツ大会が行われました。3年ぶりの開催ということで町民の方も非常に喜んで笑顔で臨んでいらっしゃったことが印象的でした。会長の田中県議さんのご挨拶の中で、コロナ感染という大きな問題もあるけれど、外へ出ずに運動しないとか人とのコミュニケーションがなくなってくるという影響の方が大きいのではないかとこの頃は言われつつある。やはりwithコロナで、できることを工夫しながらやっていきたいという話をされました。本当にその通りだと思っています。これから様々な活動やイベントが増えてくると思いますが、感染対策を取りながらできる範囲で進めていくことが大事であると思っています。

その中で、例えば岐南中や笠松中の生徒は、研修旅行に無事に行ってきまして、コロナの感染者が出たという話も聞いていませんし、令和4年度スタートして、そこに4月の実態ということで、数字を載せさせていただきました。5月も下旬ですが、今日は4月のご報告になります。

4月のコロナ感染者、郡内では全体で99名の陽性者があったということです。

————— 個人情報に関する記述の為 略 —————

県の方針で、週に700人以上になった場合、一人でも陽性者が出たら一度学級を閉じるということもありますが、今のところその段階には至っていなくて、保健所の指示をきちんと受けながら進めているところです。

ふたつめに交通事故についてですが、これは減りまして、大変嬉しく思っています。前回久納委員さんが、車で停まった時に中学生がどうぞどうぞと譲ったということと言われました。自分達の命を大事にしろよという指導も大事ですが、もうひとつお互いの生活や思いやりの側面からの指導も非常に大事であると考えています。そういう指導を積み上げていただいた成果が出ているのかなと思っています。油断をしてはいけませんが、大事にしていきたいと思っています。

次に不登校についてです。今日は2番目にスマイルのことについて述べたいと思いますが、まず不登校の現状です。4月当初は、郡内で小学校・中学校合わせて44名です。スマイルの利用者は2名ということです。これについては後で触れます。

問題行動については先生方も常にアンテナを高くして、どういうことが起こったかということもすべて私どもに報告をしてもらっています。大きな問題にならないうちに早期に対応していくということと、大事なところは心にせまるというか、当然行為としてはいけないことはいけないこととしてわからせなければいけませんが、背景にあった思いというのは、やはり何らかの感情が高ぶってそういうことが起きているということなので、その部分は受容しながらも、そういう行為に出ることがいいのか

悪いのかという判断をきちんとできるような、そうした指導をお願いしています。早期発見、早期対応は大事だと思いますし、スクールロイヤーの活用もしていきます。今のところ子どもについての活用はないですが、保護者について一度活用させていただきました。

続いて虐待事案と言いますか、いわゆる町との連携で要対協にあがっている児童生徒の数です。

#### ————— 個人情報に関する記述の為 略 —————

子どもの立場に立った時に、子どもは親をなくてはならない存在だと思っているはずですが、様々な原因によって親さんが子どもの思いを受け止められない状況を作っているのだということは思っています。福祉部局の方の家庭訪問であるとか、学校は学校でしかできないことがあるので、子どもの様子を観察しながら連携を進めていくことが大事だと考えています。4月当初はそんな実態です。個人的にはコロナが落ち着いてきたなあと感じていまして、様々な業務が入ってきて、去年の教育委員会の動きとはやはり違いますね。様々なことがあります、それを楽しみながらできるといいなあと思っています。

続いて不登校関係のことで、今年から取り組んでいることを、前回口頭でお話ししましたが、今回はプリントで準備をさせていただきました。

その話の前に、昨日、坂下中学校と上之保小学校に行っていました。羽島郡から新任管理職として赴任した学校です。佐々木主幹は上之保小学校長、宇野主幹教諭が教頭で坂下中学校に。二人とも元気で頑張ってくれたことは良かったのですが、最後に不登校のことをちらっと聞いたところ、いるということでした。地域の特徴として三世代家族もたくさんあると思われるし、子どものネグレクトとかもないと思われたのですが、坂下中でもそういう子がいて結構なパーセンテージになると思います。上之保小は全校児童が28名なのだそうですが、それでもそういう子がいるということです。様々な書籍とかで勉強をしても、その学者の方の立場や経験で語っていらっしゃるのでわかりませんが、7つの要因があって4つの段階があるとか、岐阜大学の加藤善一郎さんは登校刺激を与えてはいけないと言われてたりしますし、どれが正しいかはわかりませんが、ただ、様々な経験を基に一步でも前に進めるような体制を作らなければいけないと考えています。

清水先生が中心となって、スマイルを充実させていただいています。2の「令和4年度スマイルの進化」ということで書かせていただいています。羽島郡の子達の特徴として学習性無力感を感じるということをおっしゃってみえます。意欲を喪失して無気力になる状態のことを示しているそうなのですが、スマイルとしては、社会的自立につながることを目的として、内発的動機付けというものを大事にしていきたい。そういうことで、2頁目になりますが、昨年度までは、どちらかというと「おいで」と言ってそこで話をするやすらぎの居場所という落ち着ける居場所づくりでした。悪い言い方をすれば支援の目的ではなかったという部分が若干あったようなのですが、今年はスケジュールを實際立てて、見通しをもって、学習のサポートも取り入れていくということで臨んでいこうと考えています。今までは、小学校も中学校も同じ時間帯で、中学生のお兄さん、お姉さんが小学生の面倒をみるということもあったらしいのですが、中学生だけの時間を設けて実際に思いを語っていく中で、自分への気づきが持てるような場を持てたらいいなあということもおっしゃってみえます。

通所までの流れとして、昨年までは不登校になったらスマイルに行きなさいという安易な流れという感じを受けていましたが、やはり本当にスマイルが適しているのかとか、学校でやれることではないのかとか、もっと一人ひとりを大事にしていくというところにメスを入れていくということを考えています。スマイルが必要と判断した時には、きちんとアセスメントをしながら保護者を交えて話し合いをして、目標や目的を持ってスマイルに行くという、そういう場を設けていく。必ずそこに学校と保護者とスマイルの三者が同じ方向を向いて、子どもに対してそれぞれの立場で支援できること、同じ方向で支援していくということを大事にしていこうということで動いています。

日課の工夫ということでは、5頁にあるような日課を立てて臨んでいらっしゃると思います。実際に4月やってみて、GスペースとKスペースと同じような日課で過ごそうとしたのですが、今年から新しくみえた方もいらっしゃるって、少し特徴を出そうということで、児童生徒のタイプによって、少しゆとりを持って支援した方がいい子は融通性がきくGスペースでカリキュラムを弾力的に扱いながら、きちんとした生活の中で支援した方がいいと思われる子は比較的日課通りに生活をするというKスペースの方へ行ってもらおうというように、それぞれ特徴を持たせて、相談をしながら通うスマイルを選ぶということを今考えています。笠松の子が岐南、岐南の子が笠松へ行くということで小学生だと保護者の送迎が要りますし、中学生だと自転車で通うということもありますので、できれば町民バス等を使えると良いのではないかと考えています。

もうひとつは3頁ですが、スマイルの支援だけではなくて家庭訪問を実際に行ってその子とつながるとか、あるいはT e a m s でタブレットを使いながら、実際にスマイルの様子とか学校の様子等を映像で流すことによって、行ってみようかなという思いになる可能性もあるので、そういう発信をしてみます。あるいは、昨年までなかなかできなかったことですが、清水先生が存在することでGスペース、Kスペースのスタッフの打合せができて、統一性や方向性がみえてくるということもあります。

また、教職員への支援というところが大きいと思いますが、先生方も非常に迷いがあったと思います。“不登校になってしまってどうしよう。ただ、どう子どもとかかわっていかかわからない”というところがあったと思いますが、その部分の支援、子ども達の支援への支援というか、先生方のフィルターというのは大事なところだと考えています。学校訪問だけではなくて清水先生にもT e a m s がありますので、それで随時相談ができる体制をつくりながら、一人でもそういう悩みから復活というか、元気になってくれればいいなあという思いで、教育相談も含めて進めていきたいと思っています。

この後、総合教育会議がございしますが、これは生涯教育課の方で進めてもらいます。今年度の方針と重点について、学校教育、社会教育、両課長にも話してもらいながら、私の方は願いの向けて、今様々な課題があってというところの現状を話させていただこうと思っています。そのことについて、また教育委員さんにご意見を求められると思うので、よろしくをお願いします。

教育長の報告は以上で、終わらせていただきます。このことについて、何かご質問、ご意見がございましたらよろしくをお願いします。

- ◎岩井委員     スマイルは見てみたいなあと思います。なかなか行く機会がないので。
- ◎教育長       また機会を作りましょう。
- ◎久納委員     今までスマイルの話は何回も聞かせていただいたのですが、それでも何となくぼんや

りとしかわからなくて。今回のお話で、少しはつきりわかったかなと思います。

◎教育長 私も、どうしていくのが望ましいのかということを考えます。清水先生が来てくださって、ようやく少しずつ整理ができてきたかなと思います。

それから先程44名の欠席者がいるとお話ししましたが、うち2名がスマイルに通っているということで、後の42名は何をしているのかということが出てきますが、スマイルの考え方で4月は再チャレンジというか、一応3月でリセットをしようということで、去年スマイルに通っていたから今年もいいよではなく、年度の初めにリセットをかけて、できれば登校した方がいいと思うので、調整期間というのを設けてそこで難しいのであれば次のステップへという形にしています。この4月、2名の子はやはりスマイルへという決断に至ったのですが、今相談をしているところです。学校の方で頑張っていけるならそれでいいと思いますし。4月は2名という報告ですが、またやがて増えてくるのかもしれませんが。

◎岩井委員 残りの42名についても、学校はつかんでいるわけですか？どんな状況かということ。

◎教育長 はい。全部こと細かに報告がきます。まったく関わらないということは一切ないです。

◎久納委員 不登校の子も問題行動をする子も岐南町に多いようですが、それは重なっているというか、同じ生徒さんだったりするのですか？

◎教育長 問題行動の数ですか？件数で挙げてあるので重複もあります。例えば、問題行動でも難しいと思うのが、特別支援の子とのインクルーシブです。中学校3年生くらいになればお互いに理解するというか、別に上から目線ではないけれど理解して接することができるのですが、小学生では同じレベルでその行為についてあの子もこうなのはどうして僕は許されないのかとか、もしかしたら淋しくて相手をしてほしくてちょっかいを出したかもしれないけど、「どうしてたたいたのか」と強くたたき返すとか、そういうことがあります。お互いに理解できるようになってくるといいと思います。

では、西委員さん何かありますか？

◎西委員 今日は、娘が篠島に研修に行きまして、その中で「〇〇ちゃん、来ないんだって」ということを聞いたのですが、不登校気味の子がクラスの中に数名いるそうです。でも、そういう子達がパッタリと連絡を閉ざしているわけではなくて、今、携帯でつながっているんですね。昨日のLINEで、「あさってに、みんな会おうね」とその子が入れていたらしくて、研修に来ないんだねということがわかりました。その子の心理状態はどうかと考えた時に、不登校でも構ってほしくないという子と、少しは気にしてほしいという子がいるのか、それぞれいろいろですね。

◎教育長 違います。

◎西委員 今お話を聞いていて、スマイルも合う子、合わない子がいるというのを感じたのですが、意外と今は携帯とかで周りの子も知っているのも、その子が嫌がるかもしれないから難しいのかなということもありますが、周りの子にも状況を聞いてみると意外とそういう情報が入るのではと思いました。携帯でないと本当の気持ちがわからないというのは、逆に難しさもありますね。結構、携帯のストーリーで皆が見られるところに自分の気持ちを流している子が多くて、娘がよく見せてくれるので、この子の心理状態は？と私はよく考えます。周りを巻き込むことは難しいかもしれませんが、今、その子がどういう状態か、来たいのに来られないのか、そっとしておいてほしいのか等、周りに聞いてみるといいのかなあとと思います。



- ◎教育長 なるほど。今のお話ではないですが、例えばタブレットで授業をすると不登校気味の子が参加をしてくるという事例もあって、それがいいかは別として全く授業に参加しないよりは、はるかにいいと思いますし、本当に一般論では語れないというところです。  
そういう子の中で、周りの子を通して関わることで成果を上げてくる子もいると思います。
- ◎西委員 そうですね。問題行動というか、先程教育長も言われましたが、もうひとつ例を挙げると、昨日息子が運動場で走っていた時に、ドッジボールのコートに入ってしまったら、今息子は6年生なのですが、5年生の子にすごく怒鳴られたというのです。すごい勢いで怒ってきたらしくて、大人なら少し何か特性がある子かなと思うのですが、子どもだとわからなくて。下の子はおとなしいタイプなので、言った方が良かったかなと聞いたのですが言わない方がいいかもしれないと話しました。自分も小学校の時に特別支援学級があって、子ども心にも、対等だけこの子には少し気を使ってあげないといけないなという気持ちはありました。大人になると経験でわかるようになってくるので、やはり一緒に接することは大切だと思いますが、年齢的に子どもの頃は難しいなあと感じました。
- ◎教育長 発達段階が、受け入れられる年になるかどうかは大きいと思いますね。小学校1年生では難しいでしょう。
- ◎久納委員 以前に問題行動を起こす子がいて、同じクラスになった子に「あの子を守ってあげてね」と言ったところ、気にかけてあげたことで問題行動を起こす子から「うるさい！」とつっぱねて、すごく気持ちを傷つけるようなことになって、私が声を掛けたばかりにすごく迷惑をかけてしまったと感じて、そっとしておいてあげた方が良かったなあという例もありました。
- ◎教育長 ありますよね。これも微妙な距離感ですね。
- ◎久納委員 また別の事例で、宿泊研修に行く時に、バスの中で皆とワイワイとおしゃべりをしながら行くのは苦痛だから行きたくないけど、コロナの時期でバスの中で何もレクリエーションがないので行けるといいう子もいました。
- ◎教育長 本当にいろいろな子がいるので、難しさがあります。  
それでは、羽田野委員さん何かありましたらお願いします。
- ◎羽田野委員 特にはないです。
- ◎教育長 よろしいですか。  
先程のストーリーではありませんが、私は初めてフェイスブックをはじめまして、いいね！がくると結構嬉しいものですね。コメントをもらうともっと嬉しいなということが良くわかりました。ご存じの方もみえると思いますが。
- ◎久納委員 いいね！を押したくなりますね。
- ◎教育長 「初めての投稿にしてはハードルが高い」と言ってくださった先輩もいらっしゃいました。だから、こういう気持ちなんだということはわかりましたね。  
ありがとうございました。次へ進めさせていただきます。

### 【異議なし】

#### ○代決処分の報告

△日程第3 承認第3号 笠松町立笠松小学校学校運営協議会委員の委嘱について

△日程第4 承認第4号 岐南町立北小学校学校運営協議会委員の委嘱について

- △日程第5 承認第5号 笠松町学校給食センター献立委員会委員の委嘱について
- △日程第6 承認第6号 笠松町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- △日程第7 承認第7号 羽島郡二町教育支援委員及び教育支援専門委員の委嘱について
- △日程第8 承認第8号 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱について

◎教育長  
◎総務課長

ではまず初めに、報告ということで、石川課長お願いします。

代決処分の報告をさせていただきます。4頁5頁をご覧ください。

羽島郡二町教育委員会事務委任規則第2条の規定により、代決処分いたしました。

第2条では、教育長は、教育委員会事務委任規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないと定められております。まず、6頁、7頁をご覧ください。

承認第3号、承認第4号は、学校運営協議会委員関係の委嘱です。

羽島郡町立小、中学校における学校運営協議会設置等に関する規則第4条に、委員は、地域住民、保護者、設置校の校長、設置校の教職員、その他教育委員会が適当と認める者、関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命するとあります。

今回は、任期満了に伴い、再任の方も含めてすべての方に改めて委嘱をさせていただきました。委員の任期は、令和5年3月31日までの1年間となります。

なお、笠松町立笠松小学校学校運営協議会第1回会議は、4月20日に、岐南町立北小学校学校運営協議会第1回会議は、4月26日に開催されましたことをご報告いたします。

次に、資料の8頁9頁をご覧ください。承認第5号、承認第6号は笠松町学校給食センター関係委員の委嘱です。承認第5号 笠松町学校給食センター献立委員会委員の委嘱については笠松町学校給食センター運営規則第12条第2項の規定により、献立委員会委員は、教育委員会が委嘱するとあります。委員の任期につきましては、同条第3項に1年と定められており、今回は、任期満了に伴い、10名の方を新たに委嘱するものでございます。委員の任期は、令和5年3月31日までとなります。また、今年度第1回会議は4月28日に開催されましたので、ご報告いたします。

承認第6号 笠松町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてです。笠松町学校給食センター運営規則第9条に、運営委員会委員は、各学校長、各学校PTA会長、校医代表、学校薬剤師代表、岐阜保健所長、学識経験者の方とあり、任期は1年となっております。運営規則第9条の規定により、委員の任期満了に伴い13名の方を新たに委嘱させていただきます。今年度の運営委員会は、会議開催日が未定でございますが、委嘱につきましては送付通知をいたしておりますのでご報告いたします。

続きまして、承認第7号 羽島郡二町教育支援委員及び教育支援専門委員の委嘱についてですが、羽島郡二町教育支援委員会規則第3条に、委員会は教育委員会の委嘱する学識経験者、医師、校長、小中学校特別支援教育に関わる教員、病児、病後児保育に関わる職員、その他関係職員等をもって組織するとなっております。同規則第7条に委員会に専門事項の調査研究、教育相談、啓発等を推進するため専門委員を置く。第2項に、専門委員は、各校代表1名と、委員会からの若干名で組織するとあります。任期は、同規則第4条により、2年の委嘱で(令和3年度・4年度)でございます。支援委員35名と専門委員が30名の方で、任期中の役職の変更や異動に伴う任期途中での更新でございまして、太文字・下線で示した、支援委員9名・専門委員8名の方が新たになられた方で、それ以外の方は、再任の方でございます。なお、第1回会議を

5月12日に開催いたしましたので、ご報告いたします。

次に、承認第8号 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱についてです。羽島郡二町教育委員会点検評価実施要領第2条第2項に、点検評価を適正なものとするため、外部の学識経験者等によって構成する評価委員会の意見を聴かなければならないとあり、また、細則第2条第2項に、評価委員会の委員は教育長が、教育学その他教育行政に関する専門知識を有する者、学校関係者、保護者、民間における企業体、団体等の関係者、その他教育長が適当と認める者の中から委嘱するとあります。今回は任期満了に伴いまして、再任の方も含めてすべての方に改めて委嘱をさせていただきました。第1回会議につきましては、5月20日に開催いたしましたので、ご報告させていただきます。代決処分の報告は、以上でございます。

- ◎教育長 はい。では承認第3号から第8号の委嘱関係につきましてはよろしかったですか？
- ◎岩井委員 委嘱の承認とは関係ないのですが、学校給食については、原材料費が高騰している中で、岐南町は全額町費で負担されていますが、何か動きはあるのですか。
- ◎教育長 こういう現状になる前に、給食費を上げさせていただいています。本当に材料費も上がってくるということで品数も少なくならないか給食センターの所長も危惧しております。昨年度の議会の中で予算化されて値上げはしたのですが、またそれに輪をかけて上がってきていますよね。ご承認はいただいています。
- ◎岩井委員 私が関係している介護施設でも、食事のデザートを抜こうかという話も出たりして、そうでないと賄えないという状況で。
- ◎教育長 もし以前のままでともっと難しかったですでしょう。  
ずいぶん上げていただいたのですが、これが値上がる前の値上げだったので。  
給食費の無償化についてもいろいろな課題が残っています。  
この件について、他によろしかったですか。

#### 【異議なし】

- ◎教育長 ありがとうございます。

#### ○議題

△日程第9 議案第18号 羽島郡二町「立志塾」について

- ◎教育長 それでは議題に入らせていただきます。まず議案第18号について五藤課長の方から説明をお願いします。

◎学校教育課長 日程第9 議案第18号 羽島郡二町「立志塾」についてです。12頁ご覧ください。令和4年度の実施要項になります。昨年度は岩井委員さんに塾長をお願いして開催し、第1回目の開講式ではご講義いただきました。子ども達が講義を聞いた後、より、やる気を持ってその後の学校生活に臨むことができ大変良かったなあということを思っております。ただ残念ながら、その後第2回目の研修以降については、新型コロナウイルスの関係で中止せざるを得なくなってしまいました。少し残念な終わり方だということは思っておりますが、1年間を通して子ども達はリーダーとして頑張ってくれたと思います。

令和4年度ですが、世の中も比較的withコロナと言いますか、コロナ禍でも世の

中を動かしていくという方向になってきていますので、本年度は実施できるのではないかと考えております。立志塾の願いとしては、意志あるリーダーを育てる。羽島郡において各学校からリーダー性のある子を募り、いろいろな議論や活動を通して、より郡内のリーダーとして育てていくことを目的に行います。

13頁に入りますが、主催は立志塾の実行委員会ということで、今年度の塾長さんには、教育長職務代理者も兼ねていらっしゃいます西教育委員さんに内諾を得ております。規約の関係で、本日行います第1回目の実行委員会の中で、最終的に決定ということになっております。実行委員としては、教育長、教育委員会の三課長、そして学校教育課の主幹で内部の構成をしております。また外部からということで、昨年度も関わっていたのですが、森社様に本年度もお願いするというので進んでおります。

昨年度実行委員が人数的に多かったのですが、規約をもう一度確認したところ、実行委員は7名程度ということでしたので、本年度、実行委員は7名で実際に実務にあたる者として運営委員というものを置かせていただきました。教育委員会のそれぞれの課の方々に運営委員になっていただけて行っています。そして、教育委員さん方には、指導、助言のアドバイザーとして、参加できる範囲で構いませんので、研修等に参加していただけて、適宜アドバイスをいただけると大変ありがたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

本年度のおおよその日程ですが、14頁になります。8月2日(火)午前を今のところ企画しておりますが、立志塾の開講式を行います。本年度は岐阜立志塾の方にご講演をしていただく方向で、今進めております。そして、秋休みに高山研修を計画しておりますので、その説明なども第1回に行います。第2回目は10月12日(水)の予定ですが、実際に高山に出向いて行って、飛騨・世界文化センターの六角様のご講義をいただきながら、飛騨の山の生活、また自分達の生活に自信を持って生活してみえる方々との触れ合いを通して学んできます。秋休み中の10月14日(金)に高山研修の振り返りと今後さらに学校生活で生かしていくことを話し合い、その後の生活で生かしたことを第4回目の12月27日(火)に学んだことの交流発表をするという予定です。

本年度特に考えているのが、どうしても全体で行う研修会は、部活動や習い事の関係もあって長期の休みにしかできませんので、この4回をつなぐものとしてそれぞれ先程の運営委員である主事を中心にしながら、1回目の研修後2回目の研修の間に、立志塾の塾生と主事が話し合いを持ってつないでいくこととします。同じように、10月の3回目と12月の4回目の間に連絡会議ということでつなぎながら、最終的に発表ができるようにしていくということで考えております。一応連携会議としては、各学校と主事の間で行いますので月1回程度を予定しておりますが、場合によってはもう少し増える場合もあるのかと考えております。ここにおいても、実際に学校に出向いて行って打合わせをするものや場合によってはリモートやZoomを使いながら、主事が指導、助言をしていけたらいいと思っています。

このような形で進めていく他に、昨年度丸杉バドミントンチームの講演の開催が難しかったので、ビデオでしたか？

◎社会教育課長 動画でしたね。

◎学校教育課長 動画になりましたが、本年度、社会教育課長さんの方で11月頃に依頼してあるということで、そちらの方も昨年度に引き続いて進めていく予定です。

立志塾については以上です。

- ◎教育長 はい。以前の立志塾とは形を変えて、進めていきたいと思っています。様々な、我々がみえていな部分があると思いますが、まずこの実施要項等につきまして、御意見をいただけたらありがたいなあと思います。よろしくお願ひします。
- とにか、短期ということではなく継続してというところが、違うところだと思ひます。
- ◎岩井委員 日程が入っている4セッションよりもむしろ、連携会議の方が胆ですよ。
- ◎教育長 やはり、子ども達にやったという実感を絶対残さないと駄目だと思ひていますので、それが、どうできるかだと思ひます。こんな形で進めていきたいと思ひますが、教育委員さんにはアドバイザーとして、西さんには塾長としてお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。他の方も、ご意見等よろしかったでしょうか。

【異議なし】

- ◎教育長 講演会も去年はできませんでしたので。
- ◎社会教育課長 去年は、コロナの状況により直前で中止になりまして、そのあと3月に丸杉さんから動画を送っていただきました。
- ◎教育長 今年も拡大立志塾という形で実施をします。去年はこれができませんでした。
- ◎社会教育課長 代わりに笠中と岐南中の方でそれぞれという形で計画をしておりましたが、これも中止になったということです。

- △日程第10 議案第19号 笠松町公民館運営審議会委員の委嘱について
- △日程第11 議案第20号 笠松町文化財保護審議会委員の委嘱について
- △日程第12 議案第21号 笠松町社会教育委員の委嘱について
- △日程第13 議案第22号 笠松町体育施設運営委員会委員の委嘱について
- △日程第14 議案第23号 岐南町立東小学校学校運営協議会委員の委嘱について
- △日程第15 議案第24号 岐南町立西小学校学校運営協議会委員の委嘱について
- △日程第16 議案第25号 笠松町立松枝小学校学校運営協議会委員の委嘱について
- △日程第17 議案第26号 笠松町立下羽栗小学校学校運営協議会委員の委嘱について
- △日程第18 議案第27号 岐南町立岐南中学校学校運営協議会委員の委嘱について
- △日程第19 議案第28号 笠松町立笠松中学校学校運営協議会委員の委嘱について

◎教育長 それでは、続いて石川課長の方から委嘱に関する議案第19号から第28号までの説明をお願いします。

◎総務課長 はい、それでは、委嘱関係の議題に入らせていただきます。18頁をご覧ください。まず、笠松町の社会教育関係委員の委嘱、4議案からご説明します。

今回は、それぞれの会の委員の任期満了に伴い、再任の方も含めてすべての方に委嘱状を交付いたします。委員の任期は、令和6年3月31日までの2年間となります。

まず、議案第19号 笠松町公民館運営審議会委員の委嘱についてです。

任命につきましては、笠松町公民館条例第4条により、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から羽島郡二町教育委員会が委嘱するとあり、15名の方に委嘱いたします。第1回会議は6月3日に開催が予定されておりますのでご報告いたします。

議案第20号 笠松町文化財保護審議会委員の委嘱についてです。任命につきましては、

笠松町文化財保護条例第28条第2項により、委員は、文化財の保存及び活用に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱するとあり、5名の方に委嘱いたします。

第1回会議は、6月16日に開催が予定されておりますのでご報告いたします。

続きまして、議案第21号 笠松町社会教育委員の委嘱についてです。任命につきましては、笠松町社会教育委員条例第2条により、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、羽島郡二町教育委員会が委嘱するとあり、6名の方に委嘱いたします。第1回会議は、6月21日に開催が予定されておりますのでご報告いたします。

次に、議案第22号 笠松町体育施設運営委員会委員の委嘱についてです。任命につきましては、笠松町体育施設条例第3条第2項により、委員は、学識経験者、社会教育関係団体の代表、町議会議員、関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱するとあり、8名の方に委嘱いたします。第1回会議は、現在のところ未定ですが、例年7月に開催されておりますのでご報告いたします。

続きまして22頁の議案23号から27頁の議案28号までは、学校運営協議会委員の委嘱関係となりますので、時間の都合もございます為、一括でご説明いたします。

任命につきましては、代決処分の報告の際、承認第3号第4号でご説明させていただいたとおりですので、省略させていただきます。

議案第23号は東小学校、議案第24号は西小学校、議案第25号は松枝小学校、議案第26号は下羽栗小学校、議案第27号は岐南中学校、議案第28号は笠松中学校、それぞれの学校運営協議会委員の委嘱です。今回は、任期満了に伴い、再任の方も含めてすべての方に改めて委嘱をさせていただきます。委員の任期は、令和5年3月31日までの1年間となります。なお、第1回目の会議につきましては、東小学校が5月31日に、下羽栗小学校が6月10日に、岐南中学校が6月16日に、西小学校は6月23日に実施予定となっており、笠松中学校及び松枝小学校につきましては、現時点で未定とのことですので、併せてご報告させていただきます。開催未定の学校も、6月中には実施されるのではないかと考えております。委嘱関係の議案説明は以上となります。

◎教育長 はい、議案第19号から第28号までを一括してご説明させていただきました。これについてご意見はよろしかったでしょうか。

#### 【特に意見なし】

◎教育長 ありがとうございます。学校運営協議会が始まって、長いところでは9年目になります。ある程度の形といいますか、どういう体制を行っていくかということはそれぞれの学校で行っているわけですが、メスを入れていかないといけない部分はたくさんあるだろうと思っています。この間、北小学校で口火を切ったのですが、例えば見守り隊の方々について、いつも見守っていただいている非常にありがたいのですが、子ども達の登下校の時に事故があっはいけないのですが、旗でどうぞと言って渡されるとそれで子どもは安心してしまって、周りを見ずに渡ってしまうというか、ただ、見守り隊の方がいつでもいるのかということそうではありません。登下校の指導、見守りにしても何が大事かと言った時に、子ども達が自分で状況を判断して動けるということが大事になってくるので、見守り隊の方についても、責任があるので安全に渡してくださるし、朝の挨拶、声掛けも非常にありがたいです。そういう存在はありが

たいと思うのですが、子どもの育ち等についても共通認識を図っていく必要があるのではないかという話が出ました。様々なところでそういうことも含めながら、活動ありきではなくて目的は何なのかということ、きちんと明確にしながら進めていけたらいいと思っています。前回、出席しましたのでそういう話題がありましたということでお話ししました。よろしかったですか？

【異議なし】

◎教育長 では、協議題の方に移らせていただきます。

△協議題

日程第20 (1) キッズウィークの運用について

◎教育長 まず最初に、キッズウィークの運用について、堀内課長お願いします。

◎社会教育課長 お願いします。協議題(1)キッズウィークの運用についてご説明します。28頁をご覧ください。今年度は羽島郡二町キッズウィークを10月8日(土)から16日(日)までの9日間として実施します。各学校を通して配布した文書で、連休の過ごし方について各家庭で話し合い、計画を立てていただくようお願いしました。

28頁の3、今年度のキッズウィークについてのところで、キッズウィークは今年度で5年目となります。すべての保護者の方、また、より多くの児童生徒にアンケートを行い、その結果をふまえて、キッズウィークの取組を検討したいと考えていることも、4月の時点で伝えてあります。この同じ内容の文書を各町の幼稚園、保育園関係、商工会関係、社会福祉協議会関係にもお伝えをし、二町教育委員会でこの事業を行うことについて、周知を図っているところです。

29頁は現時点でのキッズウィーク中の地域行事等です。健康ウォーク強化day、ミニかさ横丁、岐南町小学生交流ドッジボール大会、各町での公民館講座などが計画されています。今後、地域の団体と連携をし、活動についての具体化をしていきたいと思っています。

続いて30頁をご覧ください。先日各学校に依頼した文書です。教職員に対して、公民館講座スタッフの募集をかけ、子ども達が少しでも多様な体験ができるよう、先生方も自分の経験や技能を生かして講座を開設できるのではないかと考えて依頼しました。先生方自身にとっても、何か自分で講座をしたりスタッフで関わったりすることは、自分の企画力とかコミュニケーション力を高める機会にもなるのではないかなと考えております。これは6月迄ですので、現在募集を続けているところです。以上が、キッズウィークに関することです。

続きまして協議題(2)羽島郡人権教育研修会についてご説明します。資料の31頁になります。今年度は7月28日(木)の午後、郡内の教職員と社会教育関係者を対象に、羽島郡人権教育研修会を予定しております。講師は、日本福祉大学社会福祉学部長の野尻紀恵教授にお願いしたところです。「子どもの人権」、「学校と福祉との関わり方」、また、「連携の在り方」「ソーシャルワーカーの働き」などについてお話をさせていただきたいと考えております。31頁の資料は案ということで、今後、野尻先生と打合わせをして演題を決定し、細かく詰めていきたいと思っております。以上です。

◎教育長 はい。ではキッズウィーク等について、よろしいでしょうか？

今年5年目を迎えて、全保護者、児童生徒にアンケートを取ること、小学校

1年生には難しいかもしれませんが。

◎社会教育課長 低学年については難しいかもしれませんが、3年生以上の児童生徒には実施したいと考えています。

◎教育長 ということで少し見直し、見つめてみたいと思っています。  
人権教育研修会については、またご参加いただきたいと思いますので、よろしく願います。ご質問等はよろしかったですか？

### 【特に質問なし】

#### (3) スクールロイヤー配置事業について

◎教育長 ありがとうございます。では、続いてスクールロイヤー配置事業について、総務課長から説明させていただきます。

◎総務課長 それでは、今年度の新規事業として予算計上をしております、「スクールロイヤー配置事業」につきまして、進捗状況をご報告いたします。資料の32頁をご覧ください。  
契約に至る経緯について初めにご説明いたします。委託契約先は、堀法律事務所安田和広弁護士です。四角の中に箇条書きにさせていただきましたが、令和4年2月の運営協議会で新規事業及び予算案等についてご説明をし、承認いただきました後、スクールロイヤーの依頼及び契約の今後の進め方について、岐南町総務課担当者に相談しました。  
教育委員会としては、昨年度までの訴訟の際お世話になった担当弁護士との契約を希望していましたので、令和4年3月に総務課の担当者を通じて連絡を取り、令和4年度から安田弁護士に二町のスクールロイヤーとして委託させていただくことの内諾を得ました。中旬に安田氏に来庁していただき、教育長室で、議会で予算案が承認され、予算確定後に契約準備を進めることや、大まかな委託内容について学校教育課と業務の内容について打合わせをしました。

今年度に入ってから、総務課担当者と教育委員会事務局と一緒に法律事務所を訪問させていただき、安田氏に契約案を提示し、運用方法について最終確認させていただきました。委託業務名を「教育行政に係る法務相談等業務」とし、日を改めて、作成した契約書を事務所にお持ちして正式に契約させていただく。法令、及び契約に詳しい岐南町総務課の担当者の協力を得ながら、安田先生とも複数回打合わせをさせていただいたうえで、4月1日から1年間の契約をかわさせていただきました。業務委託の内容は、別紙仕様書のとおりとなっておりますが、一部抜粋したものが33頁になります。

見ていただくとおわかりになると思いますが、業務委託名は「教育行政に係る法務相談等業務委託」とし、業務場所は法律事務所や庁舎内、各学校等、そのケースに応じて相談ができるように業務場所を定めました。契約期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。業務委託の目的は、これまでもご説明してきましたとおりです。

業務内容としまして、①相談、②訪問、③研修及び意見交換会等の開催があり、研修会につきましては、管理職や教員だけでなく、行政部局の学事担当課の職員等も対象に開催したいと考えております。

先週5月17日には、安田先生をお連れして、羽島郡の校長会と笠松町長にご紹介を兼ねてご挨拶に伺いました。今後は、学校教育課長、主幹、担当主事、それに各学校と安田弁護士とで打合わせをしながら、新規事業としてスクールロイヤーの活用を進めていっていただくこととなります。最後に、34頁35頁に、安田弁護士からいただいた



プロフィールの一部を掲載させていただきました。

略歴を見ていただきますと、

————— 個人情報に関する記述の為 詳細については省略 —————

各地で、講演、シンポジウムのパネリスト等でご活躍され、他にも、様々な執筆活動をされています。昨年度は、羽島郡でも羽島郡小中学校長会研修会にて「学校問題と法（個人情報の取扱いといじめ対応）」と題して講演していただきました。

幅広くご活躍で勉強熱心な先生ですが、大変気さくな方で3年前から裁判でお世話になっていた時も様々なご相談に乗っていただきました。行政部局に関わられ、関市のスクールロイヤーもされてみえますので、法的な専門知識はもちろんのこと、その経験からも様々なご助言をいただけるのではないかと思います。先生からいただいたプロフィールを、ご了解いただいて一部抜粋したものを資料とさせていただきます。

個人情報ですので、お取り扱いにはご配慮をお願いします。現在の運用状況等につきましては、この後、学校教育課五藤課長よりお話しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎学校教育課長 はい、では現状についてお話をさせていただきます。前回5月17日の校長会でご挨拶をしていただきまして、昨年度にも羽島郡小・中学校長会の研修会において「学校問題と法」ということをご講演をいただいております、校長先生方は本年度変わられていませんので、よく知ってみえるということです。まず6月に、それぞれの学校の実態をお聞きになりたいということで、学校の実情について把握するため、各学校に懇談に行かれます。管理職が対応することになっております。それが6月です。

その後は、もしスクールロイヤーの先生を利用する場合には、教育委員会を通して弁護士の先生に相談をかけるという形で進めていこうと思っております。現状は、先程教育長から話をさせていただきましたが、1回だけスクールロイヤーの先生にご相談した件があります。何かと言いますと、保護者から学校の対応について、詳しく文章で回答を欲しいという質問がありまして、文章で伝える時にどういう内容をどのように書いたら、より保護者にわかりやすいのか、また、正しく伝わるのかということでご指導いただきました。学校職員ですと書きすぎるところがあって、かえってその言葉がわかりにくくしているということがあるということで、ご指導いただいて文書を作成し、保護者にお渡ししました。その後保護者の方からは、特段の質問等がないところをみますと、大変いい回答ができたのではないかと思います。

今後も必要に応じて、スクールロイヤーの先生に相談しながら進めたいと考えていますが、校長先生方とも学校ともこちらと共通理解をしているのは、あくまでも今回のスクールロイヤーの活用のように、学校と保護者、子どもが同じ方向を向いて、より良い方向へ進むためのものであり、対峙するものでは決してありませんので、今回も保護者により良く伝わるということで相談をしましたので、スクールロイヤーの先生がいることで、子どもが安心して生活でき、保護者と学校が同じ方向を向いて進めるように

今後も活用していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎教育長 はい。具体的な例を挙げながらお話をさせていただきました。

何か、ご質問等はよろしかったですか？

【特に質問なし】

(4) 次回(第5回)教育委員会定例会及び学校訪問の開催について

◎教育長 では、時間も押しておりますので、次回教育委員会定例会についてお願いします。

◎総務課長 最終頁36頁をご覧ください。

次回令和4年第5回定例会につきましては、カレンダーでお示しました通り、今年度いろいろなことが動き出しているということもございまして、現段階で両町の議会日程や出張等で既に予定が入っており、教育長及び教育委員会事務局の都合が悪い日には×印を書かせていただきました。候補日としまして、終日空いているのは、6月22日(水)、30日(木)のみとなっています。昨年度、6月には学校訪問もしておりますので、今年度につきましても、学校訪問を計画させていただこうと思っておりますが、実施については、委員の皆様のお考えをお聞きして日程決定ののち、会場等を決めさせていただきたいと思っております。2日間で委員さん方のご都合がつかない場合は、定例会のみの開催とし、21日(火)、27日(月)の午前、もしくは29日(水)の午後も候補として考えております。まずは、委員さんのご都合をお聞かせいただき、開催日を決定したいと思っております。お忙しいとは存じますが、ご都合はいかがでしょうか。

◎久納委員 30日はちょっと都合が悪いです。

◎総務課長 そうですか。それでは、6月22日は皆さんいかがでしょうか？

【発言なし】

◎総務課長 よろしいでしょうか。それでは、6月22日に決めさせていただきます。また、今年度につきましても学校訪問は実施させていただこうと考えているのですが、いかがですか？昨年は日程の関係もありまして、6月に岐南中学校に、9月に笠松中学校に行かせていただきました。学校現場を見ていただきながら、子ども達の様子を知り、先生方との懇談を行うことは、私も大変勉強になります。参考までに昨年度の日程を書かせていただいておりますが、少しお昼にかかる可能性もあります。ぜひ、学校訪問も行いたいと考えていますので、その方向で計画させていただいてよろしいですか？

◎教育長 今回は小学校を訪問できればと思っております。

◎総務課長 では、日程は6月22日で、会場の小学校については、学校教育課長の方で調整していただくということによろしいですか？

【異議なし】

◎教育長 先程の話で、スマイルもどこかで行っていただくといいですね。

近いところなら日程に組み込むということもできますから少し検討させてください。

◎総務課長 はい、では開催場所につきましては、また後日ご連絡させていただきます。ありがとうございました。

(5) その他

◎教育長 はい。ありがとうございました。

その他ということで、私の方からまず一点です。二町教育委員会というのは、全国で共同設置としてひとつしかないということで、文科省の方から問い合わせがありまして、

研究会と言いますか、おそらく文科省の方は、各市町の教育行政では小さなところがたくさんありますので、共同設置というようなことを考えているのかもしれませんが。

そこで、二町の事例を発表してほしいということです。

◎岩井委員 前にもそんなことがあったよね。

◎教育長 小島教育長の時もありましたね。宮脇教育長の時は時事通信社のインタビューに答えてということがあったようです。前向きに進むのかはわかりませんが、6月6日にオンラインで行われますのでご紹介をさせていただきました。

◎岩井委員 合併で大きな自治体ができ反面、取り残された小さな自治体もありますもんね。

◎教育長 そうですね。本当に二町でありたいと思っているのは、教育委員会という立場で指導できる主事がいるということ。これはものすごく大きな存在だと思いますし、職員で言うと、羽島郡という地域で見られるので、もし岐南町、笠松町だけだったら、町の中での人事異動になってしまいます。他市町への異動という形で、結局3年行ったらまた戻るということで、それでは本当に教育の格差是正ということも含めて難しいだろうということを思っています。大変な部分もありますけれど、この二町の良さがあります。そんなことも含めて、お伝えしたいと思っています。

他には良かったですか？

◎総務課長 本日、岐阜新報の5月号、6月号、及び、日本PTA全国協議会からの資料を、机上に配布させていただいております。またお時間がある時にご覧ください。

この後、10時30分から岐南町・笠松町総合教育会議が、この建物の奥の学習室にて開催されますので、少し休憩をされましたらお時間までに移動をお願いします。

◎教育長 では、これを持ちまして、令和4年第4回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

【午前10時03分 閉会】